


所管部課	都市建設部 都市計画課	部長	田辺 康弘	
件名	東大和市耐震改修促進計画検討会議設置要綱について			
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>市内に存する建築物の耐震改修の促進を図ることを目的とした東大和市耐震改修促進計画について、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の改正（平成31年1月）、東京都耐震改修促進計画の一部改定（令和3年3月）等に伴い改定する必要性が生じたため、東大和市耐震改修促進計画検討会議を設置するものである。</p> <p>(1) 所掌事務 耐震改修促進計画の改定に関して必要な事項を調査・検討する。</p> <p>(2) 構成 検討会議は都市建設部長、総務部参事、公共施設等マネジメント課長及び建築課長の職にある者をもって構成し、座長は都市建設部長、副座長は総務部参事とする。</p> <p>(3) 施行日 決裁日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果 庁内関係部署との情報共有・連携を図り、耐震改修促進計画を円滑に改正することができる。</p>				
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>(1) 平成20年 3月 「東大和市耐震改修促進計画」策定</p> <p>(2) 平成27年 3月 「東大和市耐震改修促進計画」改定</p>				
3. 留意事項（問題点等）				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに要綱制定の事務手続きを進めたい。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。